

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 資源循環局 政策調整課 調査等担当 TEL 671 - 4565
------	-----------	-----	--

設計書

- 1 委託名 ごみ組成等調査委託（重点調査）
- 2 履行場所 資源循環局金沢工場ほか
- 3 履行期間 期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
又は期限 期限
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現場説明 不要
要（月 日 時 分、場所）
- 7 委託概要 本委託は、家庭系燃やすごみの組成調査を行うものである。

8 部分払

する () 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	()	_____
内訳	業務価格	() _____
消費税等相当額	()	_____

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
ごみ組成等調査委託(重点調査)						
業務価格						
試料採取・分類計量		(5)	回		()	
報告書作成		1	式			
計					()	
消費税等相当額		1	式		()	
業務委託料					()	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

調査等担当委託共通仕様書

1 総則

- (1) 本委託は、委託契約約款を適用する。
- (2) 本委託の仕様は、特記してある事項のほかは、この共通仕様書の定めるところによる。記載事項に差異がある場合は、特記を優先する。

2 官公署への届出等

委託実施に必要な官公署への手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとし、その費用は受託者の負担とする。また、必要な届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により、事前に委託者に報告しなければならない。

3 提出書類

受託者は、次に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 本委託の実施にあたり、計量法（平成4年法律第51号）第107条の計量証明の事業の登録が必要な場合は、当該登録を証明する書類
- (2) 特記事項で提出を定めた書類
- (3) その他協議により定めた書類

4 試料の保管等

受託者は、委託者の確認が終了するまでは、試料を適切に保管しなければならない。また、委託者の確認の終了後、受託者は、関係法令に基づき試料を適正に処理しなければならない。

5 試験室の視察への協力

受託者は、委託者が精度管理のため受託者の試験室の視察を求めたときには、これを受け入れ協力しなければならない。

特記仕様書

1 委託名称

ごみ組成等調査委託（重点調査）

2 調査で使用する物品

調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。なお準備が必要と想定されるものは、例を表1-1に示す。また、委託者所有の用具（表1-2）を受託者が使用することもできる。

3 分類作業場所

原則、金沢工場（金沢区幸浦 2-7-1）敷地内の委託者が指定する場所

4 調査期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日（原則、調査は10月に行うこととする）

5 調査日時

委託者の指定する日時（6(1)を参照）

作業時間は8時30分から17時までを想定。

試料採取は9時から12時までとし、分類作業は試料採取完了次第行うことを想定。

6 調査内容（燃やすごみ調査）

(1) 調査回数 5回（原則、10月の毎週金曜日＋月曜日1回を想定）

(2) 調査方法

ア 試料採取・調製

金沢工場投入ステージにおいて、委託者指定の収集車両から降ろされた燃やすごみを、委託者の指示に従い、試料採取容器に均等に採取し、重量を計量する。

計量後の燃やすごみのうち、委託者が指定する試料（合計 800 リットル）を確保し、残りはその場でごみピットへ廃棄する。

確保した試料は、飛散・降雨等の対策を講じ、金沢工場内の分類作業場所に運搬する。

イ 分類計量

試料の袋を破袋して、内容物を表2に従い分類し、各分類項目の重量を計量する。委託者が指示するものについては撮影と個々の重量及び名称の記録を行うこと。

プラスチック類と厨芥類が一緒になっている場合は、それぞれを分けて分類すること（例：プラ製容器包装に包まれた状態で捨てられた食品、プラ製水切りネットに入った厨芥類）

7 各調査時の注意事項等

(1) 試料採取容器は毎回調査前に、プラスチック製の分類用容器は最初の調査開始前に、風袋重量を計量する。

(2) 試料採取容器に試料を採取する際、採取容器を30cm程度持ち上げて落とす操作を3回以上行い、目減り分を補充する。ただし、過剰に詰め込まないこと。

(3) 新聞・雑誌、木・竹類、衣類等の束や塊は分散し、同一項目のものが偏らないように採取する。

- (4) 内容物（液体等）を含む容器等が試料中にある場合は、容器を開封して分類すること。ただし、危険物、はらわたなどの臭気の強い内容物、半液状の物のみが入ったものはこの限りでない。
- (5) 試料の廃棄については、委託者の指示に従うこと。
- (6) 分類作業において分類項目の不明瞭な物は、委託者の指示に従うこと。また、分類等に誤りがある場合は、委託者の指示に従い再度分類作業を行うこと。
- (7) 作業終了後は、使用した物品等を委託者指定の場所に配置すること。
- (8) 受託者は、委託者の都合により分類作業場所や試料採取場所等の変更が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。

8 調査結果の報告及び成果物

(1) 作業日報及び分類集計表

分類が終了した当日に作業日報の写しを提出すること。また、分類が終了した日の翌日から、営業日で数えて7日以内に分類集計表を電子メール等により提出すること。調査結果の集計方法、作業日報及び分類集計表の様式は、委託者の指示に従うこと。

(2) 成果物の提出

全調査終了後、調査結果及び調査時の写真集(デジタルカメラによる作業状況記録も含む)をひとまとめに綴った報告書を1部、電子媒体で1部提出するものとする。なお、記録形式については、文章はMS-WORD、表とグラフはMS-EXCEL、写真はJPEG ファイルとし、様式は別途指示する。裏表紙には、受託者の名称、所在地、連絡先を記載する。

表 1-1 受託者が準備する必要がある物品等

1	清掃用具（箒、ちり取り、ドライワイパー等）
2	器具等の洗浄用具（たわし等）
3	作業台等を覆うブルーシート（2m×2m程度） 2～3枚
4	ポリ袋（10L, 45L, 70L, 120L）各100枚程度
5	試料採取用の容量200リットルの容器 20個程度

その他、調査に必要と考えられるものは、受託者が用意すること。

表 1-2 委託者所有の備品及び消耗品

1	秤（重量計測用）
2	分類用作業台（卓球台を使用）
3	分類等に使用する各種ポリバケツ
4	裁ちばさみ

表2 分類表

分類項目	定義	主な対象物
1 紙類	紙製のもの	新聞紙、折込広告のちらし、段ボール、飲料パック、牛乳パック、酒類の紙パック、週刊誌、漫画本、特刊誌、単行本、教科書、カタログ、パンフレット、OA用紙、コピー用紙等上質紙、シュレッダーした紙、シャツ等の半白紙、クーラー用紙、カレンジャー、折り箸等の外袋、紙箱、封筒、紙袋、包装紙、トイレットペーパー、ラップ等の紙、紙皿、美濃、名刺、レシート、トイレットペーパー等の個別包装、紙コップ・紙皿、油紙、付箋紙、メモ用紙、画用紙、卵等の紙パック、写真、紙製ラベル、ダイレクトメール等のちらし、紙製容器包装、汚れた紙(納豆の紙製容器、ビザの箱、使用済みティッシュペーパー)、フッ素加工紙、ワックス加工紙(段ボール含む)、ビニールコーティング紙、カーボン紙、カップ麺等紙製蓋、錫紙、アイロンプリント紙、感熱発泡紙、裏側がアルミコーティングされた紙パック、紙製容器(ヨーグルト、アイスクリーム、カップ麺・洗剤)、石鹸の個別包装紙等、包装・充填材に使用された紙、油等がしみ込んだ紙、紙おむつ、生理用品、ペット用シート等
2	ペットボトル 容器包装リサイクル法に基づく飲料等のPETボトル (資源有効活用促進法に基づく指定表示製品のPETボトル)	指定PETボトルの識別マーク付きのもの。 飲料(清涼飲料、果汁飲料、酒類、牛乳・乳飲料等)、特定調味料(しょうゆ、しょうゆ加工類(めんつゆ、ほん酢等)、アルコール発酵調味料、みりん風調味料等、食酢、調味酢(すし酢)、ドレッシングタイプ調味料(ノンアルコールタイプ等))
3	プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装
4	レジ袋(内容物あり)	小売店等において、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋(レジ袋)のうち内容物があるもの
5	ポリ袋(内容物あり)	ごみ専用の袋・レジロール等ポリオレフィン製(ポリ袋)のうち内容物があるもの
6	小型家電	【小型家電】
7	使い捨てカトラリー	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちカトラリー類
8	使い捨てアメニティ	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちアメニティ類(かみそり・シャワーキャップを除く)
9	使い捨てクリーニング包材	プラスチック資源循環法の特定プラスチック使用製品のうちクリーニング包材
10	使い捨てラップ	JIS21707:2019の食品包装用プラスチックフィルム
11	使い捨て袋等	上記以外の使い捨てプラスチック製品のうちプラスチックのみでできたもの
12	プラのみ製品 ^{注1}	プラスチックのみでできた製品(ただし、広げて60cm以上となる長尺テープ状(巻かれた状態も含む)及び大判のシート状のプラスチック製品を除く)
13	その他プラスチック	上記以外のプラスチック
14	古布	【古布】
15	その他繊維	上記以外の繊維類
16	木竹類	木や竹製の製品や自然木竹
17	厨芥類 ^{注2}	食品や調理くず
18	金属類	金属製のもの
19	ガラス類	ガラス製のもの、陶磁器
20	その他	分類表のうちの項目にも属さないもの

【】は横浜市ごみと資源物の分け方・出し方で定義する分類であり、対象物は「横浜市ごみ分別アプリ」で定めるところによる

- 注1 : ヘアブラシ・歯ブラシは、使い捨てのものを「使い捨てアメニティ」に、それ以外を「プラのみ製品」に分類する。
- 注2 : 中身があるものは、中身を取り除く。
- 注3 : まな板、板木等厚さ5mm程度以上のもので委託者が指示するものは、個別計量し名称を記録する。
- 注4 : 歯間ブラシは、プラのみのものを「プラのみ製品」、金属を含むものを「その他プラスチック」に分類する。
- 注5 : 納豆のたれ、からし、刺身醤油など、液体またはペースト状で重量の大半が水分で、かつ単体で市販されていないものは開封せずに厨芥類に入れてよい。

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和5年1月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和6年3月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年5月
<input type="checkbox"/>	個人情報取扱特記事項 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。	
<input type="checkbox"/>	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（資源循環局）	令和5年10月
<input type="checkbox"/>	前金払に関する特記事項 本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。	

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>